

13	都市整備局	都市計画区域マスタープランの策定
事業概要	<p>都市計画法の改正（平成12年5月公布、平成13年5月施行）により、法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を、都内の全都市計画区域において策定している。</p> <p>なお、策定に際しては、「東京の新しい都市づくりビジョン（平成13年10月）」を踏まえて行っている。</p> <p>都市計画区域マスタープランは、従来の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針（整開保）」に代わり定められることになったものであり、その中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の目標 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針 主要な都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）の決定の方針 <p>を定めるものとされている。また、従来、上記（整開保）の一部であった「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」は、独立した都市計画として別途定めている。</p>	
これまでの経過	<p>平成13年 6月 都市計画局内にマスタープラン策定本部を設置</p> <p>平成15年 3月 インターネットにより都民意見を募集</p> <p>平成15年 7月 東京都素案作成 同案を東京都都市計画審議会へ中間報告し、公表</p> <p>平成15年 9月 公聴会開催</p> <p>平成15年10月 都市計画案作成</p> <p>平成16年 1月 同案を縦覧</p> <p>平成16年 3月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。</p> <p>平成16年 4月 都市計画決定告示</p> <p>平成19年 6月 三宅都市計画区域マスタープラン素案公告・縦覧（法16条）</p> <p>平成19年 9月 同上都市計画案作成</p> <p>平成19年11月 同案を縦覧（法17条）</p> <p>平成20年 2月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。</p> <p>平成20年 3月 都市計画決定告示</p>	
現在の進行状況	<p>平成16年4月に噴火被災の三宅都市計画区域を除く25都市計画区域で策定し、運用してきたが、平成20年3月に復興の目途が立った三宅都市計画区域も策定し東京都全域26都市計画区域が整った。</p> <p>また、広く都民に周知するため、局のホームページに掲載している。</p>	
今後の見通し	<p>より一層、上記の三方針（都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針）と連携しながら、施策の実施を図る。</p> <p>なお、平成20年度から実施中の都市計画基礎調査や都市づくりビジョンの見直し等の動向を踏まえながら、平成21年度以降に予定される改定を視野に進める。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課	電話 03-5388-3227